

名称変更 **ひとり親家庭等医療費支給制度**



母→親へ父子家庭への助成を拡大
一人暮らしの寡婦は経過措置後廃止に

父 子家庭への助成が拡大され、自己負担限度額が変更になります。名称が「母子家庭等医療費支給制度」から「ひとり親家庭等医療費支給制度」に変わり、医療証の表示も母から親に変更されます。

10月以降は、ひとり親家庭等は「オレンジ色」、一人暮らしの寡婦は「緑色」の医療証をご利用ください。

対象者

母子家庭 **父子家庭** 新設
養育者家庭

対象児童は義務教育就学後から18歳の年度末まで

自己負担 変更

通院 800円(ひと月の上限額)
入院 1日500円(月7日限度)
いずれも1医療機関ごとに負担

一人暮らしの寡婦の経過措置

平成20年10月1日以降は新規認定を行わず、次のとおり自己負担額が段階的に引き上げられ、平成22年10月から廃止となります。

20年10月1日～21年9月30日
【**通院**】1,000円(ひと月の上限額)
【**入院**】12,000円(ひと月の上限額)
21年10月1日～22年9月30日
【**通院**】2,000円(ひと月の上限額)
【**入院**】24,000円(ひと月の上限額)

後期高齢者医療の被保険者になった場合は対象外になります。なお、一度対象外になった場合、再度対象者にはなりません。

所得制限の限度額

扶養親族等の数	本人所得額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
以降1人につき 加算する金額	380,000円

名称変更 **重度障害者医療費支給制度**



精神障害者 精神手帳1級該当者
への助成を拡大

精 神障害者(障害等級1級該当者)への助成が拡大され、自己負担限度額が変わり、所得制限が設定されます。また、9月までは負担のない65歳以上のかたも10月からは自己負担が必要になります。名称が「重度心身障害者医療費支給制度」から「重度障害者医療費支給制度」へと変更され、医療証の更新が毎年必要になります。

対象者

身体障害者 身体障害者手帳1級・2級該当者
知的障害者 IQ35以下
重複障害者 身体障害者手帳3級該当者かつIQ50以下
精神障害者 精神手帳1級該当者 新設
精神病棟入院に係る費用は助成対象外

自己負担 変更

通院 500円(ひと月の上限額)
入院(一般) 1日あたり500円(ひと月20日限度)
入院(低所得者) 1日あたり300円(ひと月20日限度)
いずれも1医療機関ごとに自己負担、65歳以上のかたも負担が必要
低所得者は市町村民税非課税世帯

所得制限の限度額 新設

扶養親族等の数	本人		配偶者および扶養義務者	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	3,604,000円	5,180,000円	6,287,000円	8,319,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円	6,536,000円	8,596,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円	6,749,000円	8,832,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円	6,962,000円	9,069,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円	7,175,000円	9,306,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円	7,388,000円	9,542,000円

乳幼児医療費支給制度



3歳以上の自己負担
を定額制へ移行



福 岡県の制度で、今まで3歳未満だった通院助成の対象者が、10月から義務教育前までに引き上げられます。福智町では従来も町独自で義務教育前まで通院助成を拡大していたので、対象者に変更はありませんが、3歳以上の場合、所得制限と自己負担限度額が設定されます。
3歳以上で通院した場合は、千円前後の初診料・往診料の自己負担が必要ですが、10月からは月額上限が600円となり、負担が軽減される見込みです。なお、3歳以上は医療証の更新が毎年必要になります。

対象者

義務教育就学前まで(通院・入院とも)
福岡県では従来、通院は3歳未満が対象でした
福智町では従来も義務教育前まで独自で助成を拡大していました

自己負担

3歳未満 自己負担なし
3歳以上 **通院** 600円(ひと月の上限額) 変更
入院 1日あたり500円(ひと月7日限度) 変更
いずれも1医療機関ごとに自己負担
従来、3歳以上は初診料・往診料が自己負担でした

3歳以上の場合の所得制限の限度額 新設

3歳未満の場合の所得制限はありません

扶養親族等の数	事業所経営や国保加入者		サラリーマンや公務員	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	4,600,000円	6,525,000円	5,320,000円	7,333,000円
1人	4,980,000円	6,955,000円	5,700,000円	7,755,000円
2人	5,360,000円	7,377,000円	6,080,000円	8,177,000円
3人	5,740,000円	7,800,000円	6,460,000円	8,600,000円
4人	6,120,000円	8,222,000円	6,840,000円	9,022,000円
5人	6,500,000円	8,644,000円	7,220,000円	9,444,000円

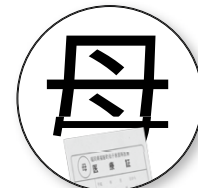
10月1日
2008年 **10月1日**
から



乳幼児医療費支給制度



重度心身障害者医療費支給制度



母子家庭等医療費支給制度

医療費支給制度
が変わります
福岡県が助成している3つの医療費支給制度が、10月1日から改正されます。対象になるかたは、ぜひご確認ください。
問 役場住民課 保険係 227761

